平成２６年（フ）第１５５６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目25番地１　橋戸ハイツ１棟401号
債務者　三村多恵子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１０号
東京都立川市錦町１丁目15番34号メゾン・ド・コンテス509号
債務者　市川　秀雄
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１２号
岡山市北区宿本町７番16号エルディム宿202号
債務者　廻　　泰輔
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７号
沖縄県うるま市石川1911番地７　２Ｆ
債務者　仲里るり子（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１５２号
沖縄県宜野湾市志真志１丁目５番５―205号知念アパート
債務者　吉本木綿子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３８号
長崎県南島原市北有馬町乙212番地３
債務者　杉本　和久
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２号
岐阜県美濃加茂市田島町３丁目11番地17　レオパレスＲａｓｓｕｒｅｒ新池106、開始決定時の住所岐阜県美濃加茂市島町２丁目５番31号
破産者　小島惠子こと　長谷川惠子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２４９号
名古屋市中村区北浦町２番地　シャルム城西206号、従前の住所名古屋市中村区烏森町７丁目108番地
破産者　内山登美子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４７号
名古屋市名東区藤見が丘161番地　ゴールドサポート名東寮319号、従前の住所静岡県熱海市清水町２番９号　パリスビル３Ｆ
破産者　鈴木　忠司
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２２号
愛知県瀬戸市新田町24番地の３
破産者　野﨑　輝美
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地175
破産者　千葉　　勇
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区藤原４丁目９番15号
破産者　五月女好美（旧姓永島）
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２７８号
北九州市門司区丸山１丁目８番４号
破産者　野田　雍郎
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３０８号
北九州市八幡西区丸尾町12番26号
破産者　岡　　美香（旧姓北村）
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県福岡市博多区吉塚１丁目19番12―102号
破産者　井手惠智子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８３号
長崎県大村市杭出津３丁目83番地１　瀬尾貸家
破産者　栗原日出輝
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第８４号
長崎県大村市杭出津３丁目83番地１　瀬尾貸家
破産者　栗原　るみ
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部